

富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について

◆背景

世界文化遺産に登録されたすばらしい豊かな景観を守り育む必要があります。

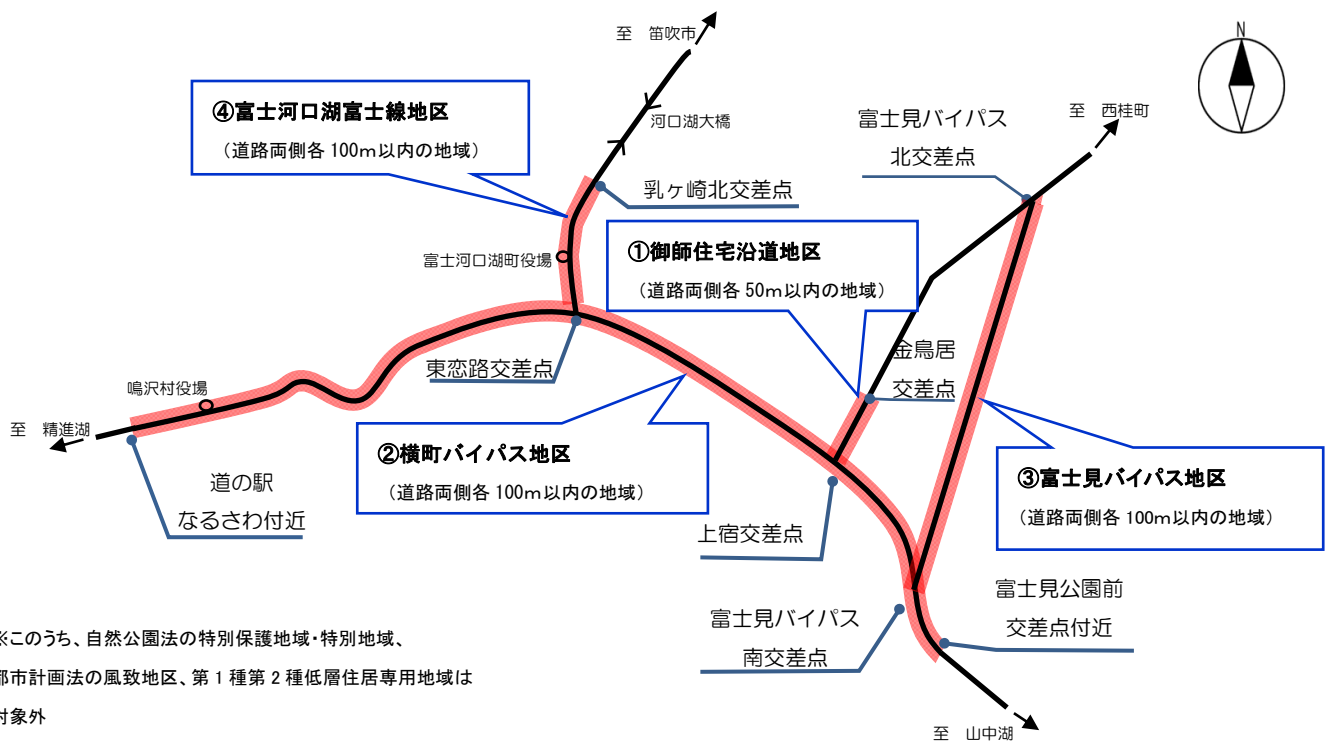
また、富士山の世界文化遺産登録に伴い、イコモスにより屋外広告物等が富士山や周辺地域の美しい景観を阻害していると指摘されています。

こうした状況を踏まえ、富士山周辺地域の景観を保全し、より良い景観作りを目指す必要があることから、屋外広告物の基準を強化したいと考えています。

◆指定予定の地区

富士山等への眺望の保全を図ることとし、道路の沿線を中心とした地区指定

- ① 御師住宅沿道地区 ② 横町バイパス地区 ③ 富士見バイパス地区 ④ 富士河口湖富士線地区



◆目指しているイメージ

屋外広告物の高さや面積、色彩等を抑え、富士山などの眺望景観の保全等を目指しています。



◆基準強化の主な内容

○色彩

2種禁止	1種許可	2種許可	3種許可
なし	なし	なし	なし

→ 使用可能色数3色以下
明度・彩度の制限

○屋上広告物の高さ

≦5m	≦8m	≦10m	≦16m
-----	-----	------	------

→ 設置不可

○建植広告物（自家用）の高さ・面積

高さ ≦10m	≦12m	≦15m	≦15m
面積 ≦10㎡ (合計)	≦40㎡ (1基当たり)	≦50㎡ (1基当たり)	≦60㎡ (1基当たり)

→ ≦5m

→ ≦4㎡（1基1方向）
≦20㎡（敷地内合計）

など

◆その他

○適法で既存のものは、従前のとおり（山梨県屋外広告物条例第10条の2第3項）

○適用除外基準も、上記基準にあわせ規定

◆今後のスケジュール（予定）

○縦覧前説明会	7月18日（金）14：00～ ふじさんホール（小ホール） ※基準強化の内容や今後のスケジュール等の説明
○地区範囲と基準の公告・縦覧	8月4日（月）～18日（月） ※県のホームページ等で閲覧可能 ※関係市町村の住民の方及び利害関係のある方は、 規制範囲や強化基準について意見書を県に提出可能（期間内厳守）
○山梨県景観審議会	8月末頃 ※いただいたご意見や基準案等を諮り、最終的に基準等を決定
○決定した基準等の告示	9月末頃
○周知期間（6箇月）	10月～3月 ※県のホームページ等で周知
○施行	H27.4月